

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 2021年 3月 25日

東京都作業部会確認年月日 2021年 3月 26日

事業名 大会物流

案件名 大会運営物流業務委託（4月～7月）

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本委託の東京都負担については、大会経費のうち、パラリンピック経費については、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ 2：1：1 の割合で負担するという平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであることが確認できた。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、競技運営、大会運営に関する物品の受け取り、検品、保管に関する倉庫内業務、倉庫から会場への配送業務及び各会場での物流運営業務に関するものであり、大会準備及び運営の観点から必須の事業であり、現時点で手続きを進める必要があることを確認した。	
	効率性	本事業は、期間毎に人員体制を検討するとともに、物量を踏まえた発注内容の精査を行っており、効率性についても配慮していると判断した。	
	納得性	本事業においては、事業者からの詳細な見積を基に、項目ごとに最小限度となるように十分な精査を行うとともに、市場単価等により包括的に確認していることから納得性があると判断した。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。 引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。 都は大会経費の都の分担額の枠内であることを確認した上で負担することとする。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。